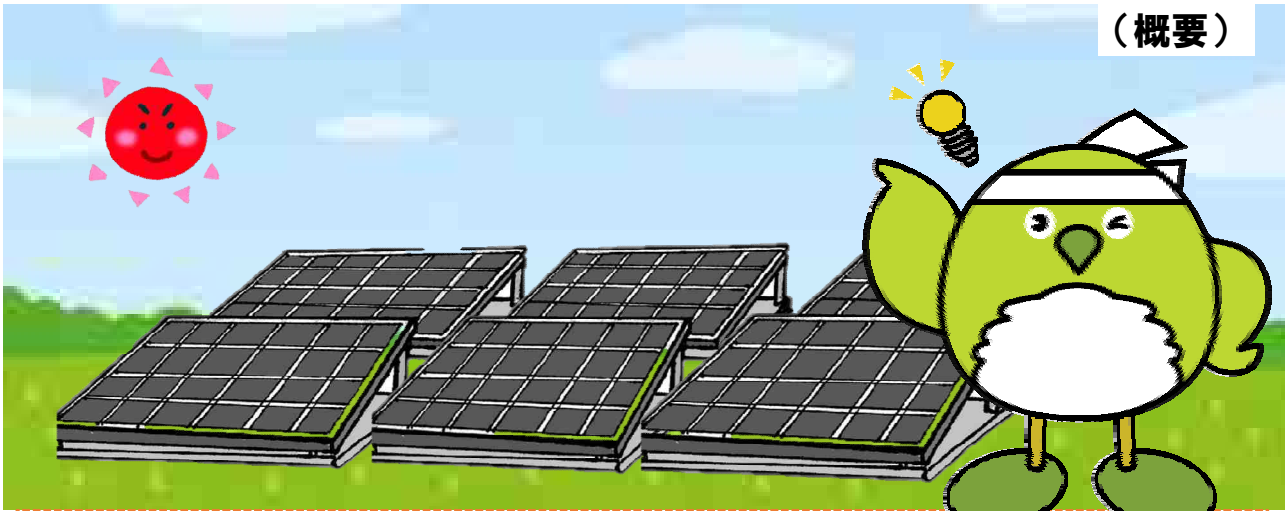


御存知
ですか？

法人事業税の収入割等課税制度

(概要)



◎電気供給業(発電事業等、小売電気事業等)を営む法人は、「収入金額」と「所得」の両方により課税されます！

課税方式が他の事業と異なりますので、ご注意ください。

◎電気供給業とは？

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に電気を供給する事業をいいます。電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かは問いません。(取扱通知(県)3章4の9の2)

◎収入金額とは？

各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額で、一定の金額が控除されます。所得とは違いますのでご注意ください。

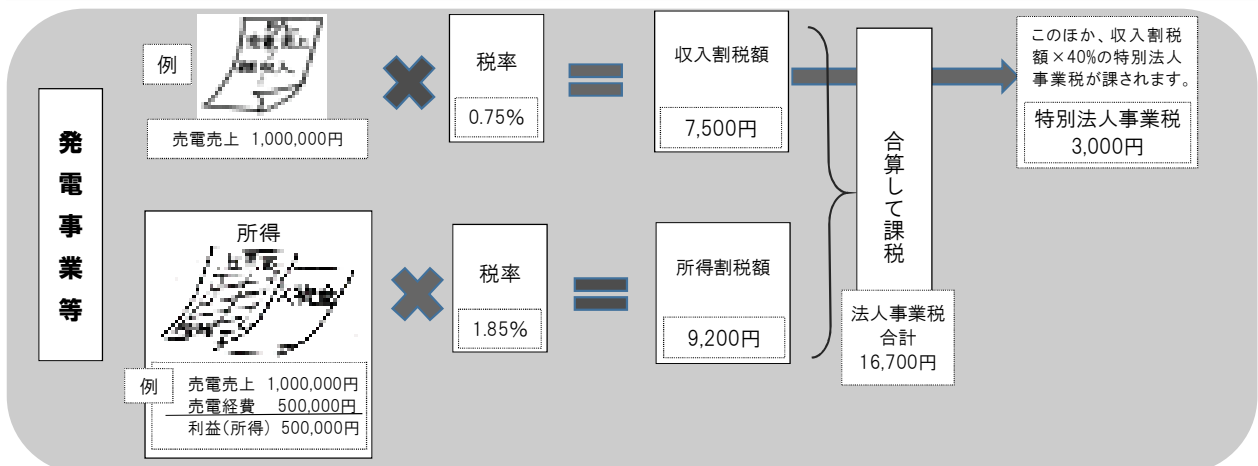
課税標準となる 収入金額	=	当該事業年度について収入 すべき金額の総額	-	控除金額 ※
-----------------	---	--------------------------	---	--------

※ 控除すべき金額の主なものは下記のとおりです。

- ・国又は地方団体から受ける補助金
- ・固定資産の売却による収入金額
- ・保険金
- ・有価証券の売却による収入金額
- ・受取利息、受取配当金
- ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額 等

税額の計算イメージ

(R2.4.1以降に開始する事業年度から適用。発電事業等を例としています)



◎区分経理が必要です！

発電事業等とその他の事業(所得等課税事業等)を併せて行っている場合、原則として、所得や欠損金を区分して経理し、申告することが必要になります。(従たる事業の売上金額が主たる事業の1割程度以下で、軽微なものである場合は、主たる事業に対する課税方式によることも可能です。)

電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）に係る法人事業税の課税方式等の見直しについて

令和2年度税制改正により、発電事業等・小売電気事業等を行う法人について、下記の3点について見直しが行われました。この改正は、**令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。

1 課税方式の見直し 法第72条の2第1項各号において、事業の区分ごとに課税方式が定められました。

- 第1号 に掲げる事業(以降、第1号事業(所得等課税事業)と呼びます) … 所得割等 改正なし
第2号や第3号に含まれない事業です。大部分の事業が該当します。
- 第2号 に掲げる事業(以降、第2号事業(収入金額課税事業)と呼びます) … 収入割 改正なし
保険業、ガス供給業の一部、電気供給業のうち送配電事業(特定・一般送配電事業)等が該当します。
- 第3号 に掲げる事業(以降、第3号事業(収入金額等課税事業)と呼びます)
電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等が該当します。

改正あり

NEW!

法人の種類	課税方式		
	【改正前】		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(外形法人)	収入割	→	収入割+付加価値割+資本割
上記以外の法人	収入割	→	収入割+所得割

2 税率の見直し 法人事業税・特別法人事業税(※)の税率表

※特別法人事業税はR1.10.1以降に開始する事業年度から適用。それ以前は地方法人特別税。

事業区分	法人の種類	税率区分			税率		
					H28.4.1~ 開始事業年度	R1.10.1~ 開始事業年度	R2.4.1~ 開始事業年度
第一号	資本金1億円以下の普通法人	所得割	所得金額のうち、年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	→	
			所得金額のうち、年400万円超~800万円以下の部分	5.1%	5.3%	→	
			所得金額のうち、年800万円超の部分	6.7%	7.0%	→	
		軽減税率不適用法人					
	特別法人事業税※	〔第1号事業では所得割の税額が課税標準額になります〕			(43.2%)	37.0%	→
	資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)	所得割	所得金額のうち、年400万円以下の部分	0.3%	0.4%	→	
			所得金額のうち、年400万円超~800万円以下の部分	0.5%	0.7%	→	
			所得金額のうち、年800万円超の部分	0.7%	1.0%	→	
		軽減税率不適用法人					
		付加価値割	1.2%	→	→		
資本割	0.5%	→	→				
特別法人事業税※	〔第1号事業では所得割の税額が課税標準額になります〕			(414.2%)	260.0%	→	
特別法人	所得割	所得金額のうち、年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	→		
		所得金額のうち、年400万円超の部分	4.6%	4.9%	→		
	軽減税率不適用法人						
特別法人事業税※	〔第1号事業では所得割の税額が課税標準額になります〕			(43.2%)	34.5%	→	
第二号	全ての法人	収入割	0.9%	1.0%	→		
		特別法人事業税※	〔第2号事業では収入割の税額が課税標準額になります〕			(43.2%)	30.0%
第三号	下記以外の法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%		
		所得割	—	—	1.85%		
		特別法人事業税※	〔第3号事業では収入割の税額が課税標準額になります〕			(43.2%)	30.0%
	資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)	収入割	0.9%	1.0%	0.75%		
		付加価値割	—	—	0.37%		
		資本割	—	—	0.15%		
特別法人事業税※	〔第3号事業では収入割の税額が課税標準額になります〕			(43.2%)	30.0%	40.0%	

3 申告書様式の見直し

第3号事業(収入金額等課税事業)を行う法人が、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告を行う場合は、新たに「第6号様式(その2)」を用いて申告することとされました。

当該様式は、大分県ホームページからダウンロードできますが、別途、様式等が必要な場合は下記までお問い合わせください。(予定申告書の様式も変更されていますが、新しい様式が提供されるまでの間は旧様式での申告も可能です。)

<お問い合わせ先>

大分県税事務所 課税第一課 事業税第一班
〒870-0021
大分市府内町3-10-1 (大分県庁舎別館2F)
TEL : 097-506-5773 FAX : 097-506-1815

